

一般社団法人日本舞踏教師協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本舞踏教師協会と称する。
英文では、Japan Association of Teachers of Dancingと表示し、略称はJ A T Dと言う。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、会員の舞踏技術の研究、人格の陶冶、社会的地位の向上に資すると共に、会員相互の親睦を図り、且つ舞踏を通じて社会文化に寄与することをもって目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 舞踏技術の研究・発表、舞踏に関する資格審査・講習会・模範舞踏会・舞踏競技会の開催、舞踏選手及び舞踏教師の育成。
- 2 舞踏に関する文献、資料の蒐集、海外文献の翻訳及び紹介。
- 3 舞踏に関する出版物の刊行。
- 4 舞踏会館、舞踏学校の設置、及び教授所の開設に伴う経営並びに技術の指導。
- 5 舞踏に関係ある内外諸団体との連絡交流。
- 6 社会教育及び学校教育を通じた舞踏の普及と指導。
- 7 前各号に掲げる事業に附帯する事業。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の社員を置く。

- (1)正会員 当法人の目的および事業に賛同して入会したダンス教師資格を有する者。
- (2)賛助会員 当法人の目的および事業に賛同して入会したダンス教師資格を有さざる者。
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、正会員2名の推薦を得て申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、理事会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届に理由を付し会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 成年後見人又は被保佐人となったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として事業年度終了後3ヶ月以内に毎年1回開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、原則として理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 一般法人法第37条の社員による招集請求についての割合は議決権の5分の1とする。
- 3 社員総会の招集通知は、会日の1週間前までに各社員に発する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長がこれを選任する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(代理権)

第16条 社員総会に出席出来ない社員は、他の社員を代理人として、議決権の行使を委任することが出来る。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事は3名以上、監事は1名以上。
- (2) 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

(招集権者及び議長)

第28条 理事会は、会長がこれを招集し、議長を選任する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事が招集し、議長は理事会にて選任する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類は定時社員総会に提出し、前項第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、前項第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 基金

(基金の拠出)

第34条 当法人に、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱)

第35条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金規約によるものとする。

2 基金規約については、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第11章 諮問機関及び職員

(諮問機関)

- 第39条 当法人に顧問及び相談役を各若干名置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は、重要な事項について会長の諮問に応じ助言をする。

(職員)

- 第40条 当法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、会長が任免する。

第12章 支部

(支部の設置)

- 第41条 当法人に支部を設置することができる。
- 2 支部規約については、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第13章 個人情報の取扱いについて

(個人情報)

- 第42条 本人の開示請求及び事業の用に使用するものとし、当該法律の定めに従う。

第14章 附則

(設立時の主たる事務所)

- 第43条 当法人の設立時の主たる事務所は次に定める場所とする。
- 主たる事務所 東京都港区新橋三丁目16番3号 鳥森ビル7階

(設立時社員の住所及び氏名)

- 第44条
- 千葉県館山市水岡791番地の1
設立時社員 高岡 弘
東京都足立区千住中居町29番2号
設立時社員 大久保 欽 司

(細則)

- 第45条 当法人の運営に関し必要な施行細則等は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(法令の準拠)

- 第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

当法人の定款である。

令和1年10月13日

東京都豊島区巣鴨二丁目9番25号クリエイトビル2F

一般社団法人日本舞踏教師協会

代表理事 花 村 英 夫